

令和7年6月25日
物流・自動車局安全政策課

日本郵便輸送株式会社に対する報告の徴収について

本日付で、日本郵便株式会社に対する貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可が取り消されたことに伴い、同日付で日本郵便輸送株式会社に対して法第60条第1項に基づき、下記のとおり報告を求めたのでお知らせします。

日本郵便株式会社において、法令に基づき実施が求められる点呼に関し不実記載等の法令違反が確認され、一般貨物自動車運送事業の許可が取り消されたことに伴い、日本郵便輸送株式会社が経営する貨物自動車運送事業の事業体制に影響が生じるものと見込まれることから、輸送の安全の確保に係る取組及びその実施状況を継続的に把握する必要があると認め、法60条第1項に基づき報告を求めたもの。

記

1. 対象となる運送事業

一般貨物自動車運送事業

2. 報告を求める内容

- ① 日本郵政グループの物流体制の変化を反映した輸送の安全の確保に係る取組方策（当該方策を実施するために必要な体制の整備を含む。）
- ② 実施状況

3. 報告期限

- ①について 令和7年7月31日(木)
- ②について 令和7年9月30日(火) 以降四半期毎

添付資料：報告徴収通知書

<問合せ先>

物流・自動車局安全政策課 谷合、林、西山
TEL：03-5253-8111（内線41-632）、03-5253-8566（直通）

国自安第38号
令和7年6月25日

日本郵便輸送株式会社
代表取締役社長 中島 直樹 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

貨物自動車運送事業法第60条第1項に基づく報告の徴収について

今般、日本郵便株式会社における一般貨物自動車運送事業において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）に基づく点呼に関し不適切な事案が発生したことから、法に基づき事業許可の取消処分を行ったところであるが、これに伴い、貴殿が経営する貨物自動車運送事業の事業体制に影響が生じるものと見込まれるところである。

については、国土交通省として、貴殿の輸送の安全の確保に係る取組及びその実施状況を継続的に把握する必要があるので、法第60条第1項に基づき、下記の事項について報告を求める。なお、1. の輸送の安全の確保に係る取組については令和7年7月31日までに報告するとともに、2. に基づく実施状況について、同年8月末時点の状況を同年9月30日までに、これ以降は、同様に、同年12月31日までに、令和8年3月31日までに、同年6月30日までに報告すること。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、法第75条の規定により100万円以下の罰金刑に処される場合があることを申し添える。

記

1. 貴殿が経営する一般貨物自動車運送事業に関する、日本郵政グループの物流体制の変化を反映した輸送の安全の確保に係る取組方策（当該方策を実施するために必要な体制の整備を含む。）
2. 上記1. の実施状況

以上

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。